

静岡県告示第795号の2

静岡県から清水港内に係る公有水面埋立免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により次のとおり告示する。

なお、出願に係る関係図書を告示の日から起算して3週間、静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課、静岡県清水港管理局及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年12月7日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川勝平太

1 出願人

- (1) 住所 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
- (2) 氏名 静岡県
- (3) 代表者 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝平太

2 埋立区域

(1) 位置

静岡県静岡市清水区興津清見寺町1375-119番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び④の地点から①の地点を結ぶ昭和59年3月16日付け59五港建工第23号で竣功通知した埋立地と公有水面との境界線（D.L. +1.78mより決定）により囲まれた区域。

- | | |
|------|--|
| ①の地点 | 清水灯台（北緯35度00分38.1秒、東経138度31分49.5秒）から336度14分8秒3, 354.26mの地点 |
| ②の地点 | ①の地点から 232度51分41秒 65.13mの地点 |
| ③の地点 | ②の地点から 342度22分2秒 40.92mの地点 |
| ④の地点 | ③の地点から 359度57分33秒 1.20mの地点 |
| ⑤の地点 | ④の地点から 89度42分18秒 14.85mの地点 |
| ⑥の地点 | ⑤の地点から 179度42分15秒 1.20mの地点 |

(3) 面積

1,273.94平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

静岡県静岡市清水区興津清見寺町1375-119番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びGの地点とAの地点を結んだ線により囲まれた区域。

Aの地点 清水灯台（北緯35度00分38.1秒、東経138度31分49.5秒）から336度58分25秒3, 400.93mの地点

Bの地点	Aの地点から	142度51分41秒	135.00mの地点
Cの地点	Bの地点から	232度51分41秒	800.00mの地点
Dの地点	Cの地点から	322度51分41秒	25.00mの地点
Eの地点	Dの地点から	348度54分49秒	229.03mの地点
Fの地点	Eの地点から	52度51分41秒	160.00mの地点
Gの地点	Fの地点から	163度13分10秒	48.83mの地点

(3) 面積

56,992.75平方メートル

4 埋立地の用途

埠頭用地

5 出願年月日

令和4年12月1日